# 答申行政第74号

# 答 申

#### 第1 審査会の結論

岡山県知事(以下「実施機関」という。)が行った公文書一部開示決定(以下「本件処分」という。)は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成30年6月21日付けで、岡山県行政情報公開条例(平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。)第5条の規定により、実施機関に対して、「平成28年度第2回岡山県土地開発審議会議事録の29ページ記載の会長発言にある審査会で出た意見を事務局の方でまとめた文書」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「岡山県県土保全条例に係る開発 行為について(答申)の回議文書、岡山県土地開発審査会での意見と対応方針」を特 定した上で、そのうちの一部に、条例第7条第2号、第3号及び第5号に該当する非 開示情報が含まれていることから、一部開示とする本件処分を行い、平成30年6月 28日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号) 第2条の規定により、平成30年8月17日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成30年9月21日付けで、岡山県行政不服等審査会(以下「審査会」という。)に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

#### 第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨
  - 一部開示決定処分の取り消しを求めて、全部開示決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している審査請求の 理由は、おおむね次のとおりである。

委員の意見のまとめ(趣旨)及び対応方針は、住民の生命、財産、安全、生活環境 に大きな影響を与えるものなので、内容を知りたい。

行政情報は、基本的には公開が原則である。その上で個人情報に関する部分への配慮を求めている。その点に照らすならば、「まとめ」には、逐語的な表現はなく、「議

事録」に比べてもいっそう外部からの圧力は想定できない内容である。

また、「許可基準外のもの」の部分にいたっては、許可の成否には関係なく、なお さら圧力云々を危惧することは、あり得ないと言える。

さらに、条例第7条第3号における非開示情報から除く項目の一つである「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するため、公にすることが必要である情報」に該当すると考える。

工事が始まって、様々な問題が起こっている。開示により専門的知見を持った委員の方々の危惧された事項を知り、地域の安全・安心の生活を守っていきたいと考えている。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

岡山県土地開発審査会(以下「開発審査会」という。)は、岡山県県土保全条例(昭和48年岡山県条例第35号。以下「保全条例」という。)第5条第4項に、知事は、開発行為の許可又は不許可の処分をしようとするときは、開発審査会の意見をきかなければならないことを定めていることから、岡山県附属機関条例(昭和27年岡山県条例第92号)に基づき設置された知事の附属機関である。そして、開発審査会の事務は、保全条例に基づく土地の開発許可に関する審査及び意見の具申であり、その委員は外部の有識者により構成された合議制の機関である。

また、開発審査会において審議される内容は、大規模な開発事業に関するものという性格から、開発審査会の委員に対して不当な働きかけ、干渉、圧力等が及ぶことを防止するため、委員名は公表していない。また、各委員が各分野の専門家として中立の立場から率直かつ自由な意見を述べ、活発な議論が行われるよう開発審査会自体は非公開とし、その議事録のうち、条例第7条の非開示情報に該当する箇所は非開示としている。

本件対象文書中「意見の趣旨」の欄に記録されている非開示部分については、大規模開発事業に関して開発行為の許可・不許可の適否の審議の結論に至る各委員の具体的な発言内容を「平成28年度第2回岡山県土地開発審査会議事録」から抽出し、項目ごとに要旨を整理した情報であり、仮にこれを開示すると、委員に対する不当な働きかけや圧力がかかるおそれがあり、あるいは委員が片言隻句をとらえた批判がなされることを恐れるなどにより、自由で率直な意見交換が阻害される危険性がある。

このことから、本件対象文書中「意見の趣旨」の欄の記録部分は、県の機関内部に おける協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見交換又は意思決定 の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められ、条例第7条第5号に該当し、 非開示とした。

ただし、委員による個々の発言であっても、実施機関に対する質問であって委員の 意見を含まないと考えられる発言は、公にすることにより率直な意見交換又は意思決 定の中立性が不当に損なわれるおそれはないと認められ、公開条例第7条第5号に該 当しないことから、開示した。 本件対象文書中「対応方針」の欄に記録されている非開示部分については、開発許可申請事業者の資金計画や土地の所有など法人の事業活動に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められ、条例第7条第3号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、非開示とした。

#### 第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、「岡山県土地開発審査会での意見と対応方針」(以下「本件対象公文書」という。)である。

2 本件対象公文書に係る条例上の条項について

条例第7条において、実施機関は、開示請求に係る公文書に同条第1号から第7号までのいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならないとされている。

(1)条例第7条第3号(事業活動情報)の規定について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。」を非開示情報とすることを定めている。ただし、次に掲げる情報は、非開示情報から除くと定めている。

- イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を 保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から 人の生活を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ハ イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であって、公にすることが公益上必要であると認められるもの
- (2)条例第7条第5号(審議、検討又は協議に関する情報)の規定について

条例第7条第5号は、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。」を非開示情報とすることを定めている。

3 非開示条項該当性の具体的な検討について

本件対象公文書が、上記2で示した条例第7条第3号(事業活動情報)又は第5号(審議、検討又は協議に関する情報)の規定に該当するか否か、具体的に検討する。

(1)条例第7条第5号該当性について

審査会で見分したところ、本件対象公文書には、委員の発言を「平成28年度第2回岡山県土地開発審査会議事録」から抽出し、項目ごとに要旨を整理した「意見の趣旨」欄とその対応を記述した「対応方針」欄が認められる。

このうち、「意見の趣旨」欄の「2 工事数量概要の記載について」、「3 調整池の計画について」、「4 気温上昇について」、「6 景観について」及び「7事業終了後の撤去についての9行目から14行13文字目まで」の非開示部分については、大規模開発事業に関して開発行為の許可・不許可の適否の審議における内容であり、仮にこれを開示すると、委員に対する不当な働きかけや圧力がかかるおそれがあり、自由で率直な意見交換が阻害される危険性があると考えられる。したがって、県の機関内部における協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められ、条例第7条第5号に該当する。

#### (2)条例第7条第3号該当性について

「意見の趣旨」欄の「1 資金計画について」、「5 残地森林率と地上権設定について」及び「7 事業終了後の撤去についての17行目から18行目まで」並びに「対応方針」欄の非開示部分については、開発許可申請事業者の資金計画及び土地の所有に関する内容であり、条例第7条第3号に該当し、また、その内容から同号ただし書のいずれにも該当しないと判断される。したがって、これらの部分は、非開示とすることが妥当である。

## 4 結論

以上により、実施機関が行った本件処分については、妥当であると認められること から、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

#### 第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容			
平成30年 9 月21日	実施機関から諮問を受けた。			
平成30年11月28日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。			
平成30年12月21日 (審査会第2回目)	実施機関及び審査請求人の意見陳述の聴取を行った。			
平成31年 1 月25日 (審査会第3回目)	事案の審議を行った。			
平成31年 2 月27日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。			

平成31年	3	月	5	日	実施機関に対し答申を行った。

# 岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職名	備考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 社会文化科学研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 鷹 取 司	弁護士	
岩崎香子	弁護士	第一部会委員
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
釜瀬司	社会福祉法人 吉備の里理事長	第一部会委員
田並尚惠	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
豊 田 ひとみ	日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	岡山大学 法学部教授	

<sup>※</sup>本件事案については、第一部会において調査審議を行った。